七六　経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件　三一　70　九二
七七　個人情報の保護に関する法律第八十九条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件　三一　70　九二
七八　経済産業省の保有する個人情報の開示の方法を定めた件　三一　70　九三
七九　石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則等の一部を改正する告示　三一　70　九三
八〇　石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第五十三条に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準の一部を改正する告示　三一　70　九七
八一　工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示　三一　70　九七
八二　一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示　三一　70　九七
八三　事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式の全部を改正する告示　三一　70　九三〇
八四　貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法の一部を改正する告示　三一　70　九三〇
八五　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条に基づき経済産業大臣が定める額等の一部を改正する告示　三一　70　九三一
八六　租税特別措置法施行規則第二十一条第一項等に規定する経済産業大臣の認定に関する手続き等の一部を改正する告示　三一　特37　三四三
八七　租税特別措置法第四十一条の十九の三第十項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示の一部を改正する告示　三一　特37　三四七
八八　事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示　三一　特37　三四七

〇経済産業省、国土交通省

一　平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する件　三一　特37　三五三
二　平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号の一部を改正する件　三一　特37　三五七
三　平成二十年国土交通省告示第五百十五号の一部を改正する件　三一　特37　三五七

〇経済産業省、環境省

三　調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件　三一　70　九四四
四　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量を定める件　三一　70　九四五
五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　71　一九五

〇資源エネルギー庁

一　個人情報の保護に関する法律第八十九条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件　三一　70　九四五
二　資源エネルギー庁の保有する個人情報の開示の方法を定めた件　三一　70　九四六

〇特許庁

一　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件　八　五
二　特定登録調査機関の先行技術調査業務を休止する件　八　五

〇中小企業庁

一　個人情報の保護に関する法律第八十九条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件　三一　70　九四七
二　中小企業庁の保有する個人情報の開示の方法を定めた件　三一　70　九四七

〇国土交通省

二七四―砂防法第二条の土地を指定する件　一　六
二七八　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一　七
二八〇―船舶安全法の規定に基づく認定事業場として認定した件　二　43　二七
二八三―地すべり防止区域を指定する件　三　五
二八九　地すべり防止区域の指定を廃止する件　三　五
二九〇―高速自動車国道に関する件　四　四
二九五　水先人に免許を与えた件　四　四
二九六―砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　四　五
二九七―砂防法第二条の土地を指定する件　四　六
二九九　直轄砂防工事を施行する件　四　七
三〇二　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　四　七
三〇一―高速自動車国道に関する件　七　七
三〇六―砂防法第二条の土地を指定する件　八　五
三〇七―砂防法第二条の土地を指定する件　八　七
三〇九　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　八　六
三一一　測量に関する専門の養成施設の登録の更新があった件　九　三
三一四　危害行為の防止に関する施策の基本となるべき方針　一〇　二
三一五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一〇　50　三一
三一六　砂防法第二条の土地を指定する件　一一　三
三一七　砂防法第二条の土地を指定する件　一一　四
三一八　直轄砂防工事を施行する件　一一　四
三一九〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一一　四
三二一　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一一　五
三二二　直轄砂防工事が終了した件　一二　五
三二三　高速自動車国道に関する件　一二　五
三二四―モーターボート競走法に基づく競走実施機関の住所及び事務所の所在地を変更する件　一二　五
三二五　建設業法施行令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の一部を改正する告示　一一　51　二六